

平成20年度第10回庁議 会議録

[日 時] 平成21年1月9日(金) 午前8時30分～午前10時55分

[場 所] 本庁応接会議室

[出席者] 市長、副市長、収入役、教育長及び各部局長

[会次第]

- 1 市長あいさつ
- 2 議 題
 - (1) 都市交通マスタープラン(案)及び都市交通戦略(案)について (経済部)
- 3 連絡事項
 - (1) 人事考課について (総務部)
 - (2) 高齢者福祉計画(案)について (福祉部)

1 市長あいさつ

おはようございます。

新年になり初めての庁議となりますが、今年も、この庁議を活性化させ、方針決定をしてまいりますので、活発な意見、質疑をお願いしたいと思います。

2 議 事

(1) 都市交通マスタープラン(案)及び都市交通戦略(案)について(経済部)

市長 では、早速であるが、議事に入る。

都市交通マスタープラン(案)及び都市交通戦略(案)について、経済部から説明をお願いします。

<別添資料、都市交通マスタープラン(案)等関係資料(パワーポイント)に沿って説明>
<経済部長>

お手元に、都市交通マスタープラン・都市交通戦略(案)の概要版をお配りしているが、概要版と画面に出ているパワーポイントにて、ご説明させていただく。

都市交通計画については、平成18年度から交通実態調査を重ねながら、本年度までに5回の策定委員会を開催し、本日も説明する案になったわけである。

概要版の表紙をめくっていただくと、裏面に概要版の目次があるが、まず、「はじめに」ということで、都市交通マスタープランの趣旨、位置付け、進め方。2つ目が都市交通課題。3つ目が都市交通マスタープランの概要、それから、都市交通戦略の概要について、本日も説明し、ご理解い

ただきたいと思っている。

では、画面に出ている画面で、ご説明させていただく。

まず、「はじめに」ということで、都市交通マスタープランの趣旨についてである。本市の都市交通課題としては、1つ目は、都市計画道路の整備率が5割にとどまり地域間の連携が不足していること。2つ目は、公共交通の空白地帯が多く存在し、移動の手段が確保されていないこと。また、自転車歩行者道が整備不足している。このような交通課題がある。さらに、社会情勢の変化としては、ご案内のように、少子高齢化の進行、中心市街地の活力低下、地球環境問題への対応などがある中で、平成19年2月に策定した都市計画マスタープランで、まちづくりの基本的な方向が示されたところである。今回の都市交通マスタープランについては、このまちづくりの基本的な方向に従って、今後の20年後を見据えた都市交通施策を提示し、行政機関、交通事業者、市民、企業、有識者等が相互に連携し合いながら総合的・計画的に事業を進め、市民の誰もが安心して便利に移動できる交通体系の確立を目指すこととしている。

また、都市交通マスタープランの位置付けであるが、上位計画として、第四次新居浜市長期総合計画、これは平成22年度までの10年間の計画であるが、この計画がある。また、その下に、新居浜市都市計画マスタープランがあり、これが32年度まで。今回策定する都市交通マスタープランと都市交通戦略については、都市交通マスタープランが、平成21年度から20年間の40年度まで。都市交通戦略については、平成21年度から30年度までの10年間の計画としている。

次に、都市交通マスタープランの進め方についてである。先程申し上げたとおり、都市交通マスタープランは20年間の計画であるが、都市交通戦略が10年間ということで、都市交通マスタープランについては、都市交通戦略の結果を見ながら概ね10年後に見直しを行うこととしている。また、都市交通戦略については、概ね5年間で評価改善をしながら、必要に応じて10年後に見直しを行うという、PDCAサイクルを回していきたいと考えている。

次に、新居浜市における都市交通課題である。本市の都市交通課題を図で示している。まず、地域特性からの課題としては、分散している都市拠点間の連携強化、高齢者社会への対応、交通弱者の移動手段の確保、中心市街地の活性化などがある。また、交通特性からの課題としては、交通手段の偏りの是正、松山自動車道へのアクセス道路の強化、東西・南北方向道路での交通渋滞の改善などがある。3つ目として、交通を取り巻く環境からの課題としては、環境問題への対応、また、近年言われている災害に強い都市交通環境の整備、こういったことが都市交通課題として挙げられている。

では、都市交通マスタープランの概要について、簡単にご説明する。

ご案内のように、第四次新居浜市長期総合計画の目指す都市像は、「～共に創ろう～心と技と自然が調和した誇れる新居浜」である。都市計画マスタープランについては、「21世紀に光り輝く生活・文化・産業創造都市 新居浜」である。これを受けて、新居浜市が目指す交通体系の基本理念を「人・環境にやさしく産業を支える交通のまち」とし、複合臨海部、中心市街地、周辺市街地、山間部に分けて、将来の都市交通体系を検討している。また、これを受けた基本目標として3つ掲げており、1つは「人や環境にやさしい交通の実現」、2つ目として「多様な連携を支える質の高

い交通の実現」、3つ目として「まちなかの魅力を高め、都市の活力を向上させる交通の実現」を掲げている。そして、それぞれの将来交通計画として、公共交通計画、道路網計画、交通需要管理の具体的な方向性を示している。このことについては、後ほどご説明させていただく。

次に、基本理念である。都市交通課題を受けて、新居浜市の将来都市像を「誰もが安全・便利に移動でき、産業や市民生活を支える、環境にやさしい交通体系の確立」としていることから、基本理念を設定するうえでの観点としては4つあり、交通混雑の解消、環境負荷の低減、交通弱者への対応、そして、産業振興ということで、基本理念を「人・環境にやさしく産業を支える交通のまち」としている。

次に、将来の都市交通体系である。将来の都市構造を踏まえ、将来の都市交通体系をイメージ図化している。拠点としては、新居浜駅周辺の新都市拠点を中心に、都市・副都市拠点、交通拠点が存在する。そして、交通連携軸として、広域連携軸、地域連携軸、市内連携軸があり、これらの連携軸を想定している。エリアの交通環境としては、複合臨海部、中心市街地、周辺市街地、山間部、こういったものを、将来の都市交通体系としてうまく組み合わせることで、安全で、質の高い交通体系を築こうとするものである。

都市交通マスタープランの3つの基本目標については先程説明したが、それぞれの基本目標の下に、基本方針を3つ掲げている。例えば、基本目標「人や環境にやさしい交通の実現」については、「誰もが便利に使える公共交通の構築」、「人にやさしい交通環境の整備」、「環境にやさしい交通施策の展開」の3つの基本方針があり、それぞれの基本目標の下に基本方針を掲げている。

続いて、先程ご説明した将来の交通計画の3つの考え方である。まず、公共交通計画はどうあるべきかということで5つあり、高齢者の移動手段の確保、交通結節点の整備、中心市街地循環バスの導入、公共交通利用環境の改善、多様な公共交通利用環境の導入を掲げている。1つ目の高齢者の移動手段の確保については、既存バスルートの見直しやコミュニティバスやデマンド型のタクシーなどの導入について計画している。また、交通結節点の整備については、JR新居浜駅前関連の道路、新居浜インターチェンジでの高速バスストップの整備であるとか、鉄道駅・港湾などの交通・交流拠点のバリアフリー化である。3つ目の中心市街地循環バスについては懸案の事業であるが、中心市街地にバスを走らせる、バスを導入することに具体的な検討をしている。

続いて、将来の公共交通体系のイメージ図である。灰色の丸い部分が、バス交通の空白地域である。この空白地域から、赤点線に沿って、コミュニティバス等で新居浜駅を中心にした中心市街地に移動をし、市街地については、円形の赤点線部分であるが、こういった部分については、市内循環バスで回していく、これが、将来の公共交通体系となっている。

2つ目の道路網計画についてである。それぞれの課題を整理して、整備方針としては、松山自動車道へのアクセス道路の整備促進、東西方向道路の整備促進、南北方向道路の整備促進、渋滞ポイントとなっている箇所での交差点改良、緊急輸送指定路線の整備促進、ネットワークが不足している地域やバス路線などの域内幹線道路の整備促進、そして、事故多発箇所での重点的な安全対策の実施としている。これらの整備方針の主な取組みを、右欄に道路網として掲げている。

また、将来の道路網ネットワークを構築していくうえでの考え方である。図の赤点線が整備中の

道路である。青点線が今後10年間に着手、緑の点線が概ね20年後までに着手する道路である。これらの道路で優先的に整備していく路線として、1つ目は、現在整備中の路線を優先する。2つ目は都市計画マスタープランで主要軸として位置付けられている路線、また、3つ目が地域連携・産業支援のための道路、基本的にはバス路線が走っている道路である。また、4つ目が安全・安心な交通を確保する必要がある路線、最後に、環境対策、いわゆる渋滞緩和等に必要な路線としている。これらの優先整備する路線として17路線あるが、今後20年間で整備することとしている。

次に、道路網計画の自転車歩行者ネットワークの整備イメージである。整備済みの自転車歩行者道を緑色の実線で、計画のあるものを点線で示している。これらを繋いでいくことによって、ピンク色の円形で示している周遊ネットワークを形成する。このような形で、自転車歩行者道の整備を進めていくことを考えている。

将来交通計画の最後として、交通需要管理計画についてである。これまでは道路などのハード中心であったが、いわゆる意識改革という意味での管理計画である。1つ目が交通行動の意識改革の推進、これは、小・中学校への交通環境学習、企業を対象とした自動車抑制の啓発であるとか、新居浜市でも実施しているエコ通勤、ノーマイカーデーの実施などである。2つ目が一時的な交通運用改善策の実施であり、バス料金の値下げであったり、バスに乗っていただくための無料チケットの配布である。最後に、公共交通機関への転換の促進として、新居浜駅で駐輪場を整備し、ここまでは自転車に来て、ここで公共交通機関に乗り換えていただくという交通需要管理計画を立てている。

続いて、都市交通マスタープランを受けての、実際的な都市交通戦略の概要を説明する。

都市交通戦略は、基本目標から具体的な計画目標、上段の基本目標Ⅰの人や環境にやさしい交通の実現であれば公共交通の利用者数の増を、基本目標Ⅱであれば移動時間の短縮、基本目標Ⅲであればまちなかの人口、こういったものについて具体的な目標を設定して、地域別の整備方針を策定し、関係主体それぞれの果たすべき役割、市民、企業、事業者、行政が戦略を実行していくうえでどういったことをするべきか、また、具体的な取組みの実施プランとして、基本目標をいつまでに、どこで、だれが、どのくらい実施していくかを具体的に記載している。また、地域別の取組みとして、複合臨海部、中心市街地、周辺市街地、山間部においての都市交通戦略として、計画を策定している。

計画目標の設定としては、計画目標と施策目標に分けている。計画目標は基本目標の達成状況を表すものとしている。施策指標としては、主な取組みの実施状況を表すものとしている。概ね10年後の計画目標であるが、公共交通の利用者数については、現在の年間42万8千人から56万8千人としている、移動時間の短縮については、一般国道11号の大生院から臨海部、これは中須賀辺りを想定しているが、現在22分程度かかっているのを19分に短縮する。まちなかの人口については、今後何もしないと減少傾向にあることから、現在の人口を維持するというので、現況と目標を同一としている。

続いて、地域別の整備方針である。複合臨海部から山間部までのそれぞれの整備方針の全体、そして、将来交通計画別の整備方針としての3つの考え方、公共交通計画、道路網計画、交通需要管

理計画について、それぞれの地域区分ごとに掲げている。詳細については、時間の関係上省、略させていただきます。

次に、関係主体の果たすべき役割である。まず、市民については、適切な交通手段を選択していただく、また、公共交通機関を積極的に利用していただく、快適な通行空間を確保していただく。企業や商店街については、積極的な都市交通問題への取組み。交通事業者については、利用者のニーズに基づいた快適で適切な運行サービスの提供であったり、連携をしていただく。行政としては、都市交通施設を整備していく、また、各関係主体の連携、協力体制の構築に向けたリーダーシップを取る、交通事業者等へのサポートを行っていく。以上のように、関係主体の果たすべき役割として整理している。

次に、具体的な都市交通戦略一覧である。都市交通マスタープランの基本目標があり、基本方針、そして、都市交通戦略の施策と主な取組みとしている。例えば、基本目標Ⅰの「人や環境にやさしい交通の実現」の基本方針「誰もが便利に使える公共交通の構築」については、公共交通の改善という施策があり、この主な取組みとしては、低床式車両の導入であったり、バス停留所の環境整備。また、新たな公共交通の確保という施策については、コミュニティバスの導入。多様な公共交通利用環境の導入という施策については、多様なタクシーの運行。こういった、それぞれの基本目標に従っての基本方針、これを受けての施策と具体的な取組み、これを都市交通戦略として取りまとめている。詳細については、本編でお示しすることになっている。

次に、主な取組みのイメージである。それぞれこのようなもので、取組みの内容の説明、そして実施プログラム、先程ご説明した、「いつ、どこで、だれが実施するのか」を、また、施策指標の現況値と平成30年度末までの目標値、そして、皆さんが理解できるようなイメージ図を添付している。概要版には付けていないが、本編では、全てこのように整理している。

次に、主な取組みのイメージ図である。これまで、都市交通戦略を文言的にご説明したが、このイメージ図のような戦略を実施していきたいと考えている。

最後に、今後のスケジュールである。先程申し上げたとおり、今までに、策定委員会を5回開催し、本日ご説明したものでまとまっているが、今後、議会への会派説明を1月26日から28日の間でさせていただき、それを受けてパブリックコメントを1月28日から2月16日まで行う予定としている。これらを受けて、2月下旬頃に、最終の策定委員会を開催し、都市交通マスタープラン及び都市交通戦略を決定し、成案とし発表していきたい。そして、平成21年度以降については、具体的な戦略の事業実施、例えば、コミュニティバス等の試走などを実施していきたいと考えている。また、道路網整備については、建設部が主体的に、この都市交通戦略に基づいて整備をしていただきたいと考えている。

以上で、説明を終わる。

市長 何か、質問等あるか。

 ノーマイカーデーは市役所では続けているが、愛媛県もしているようである。市内の事業所に呼びかけて、エコ通勤競争をするのも良い。愛媛県は、どれくらいしているのか。

環境部長 新居浜市は月2回であるが、愛媛県は月1回だと思う。

市長 では、今後は、この都市交通マスタープラン及び都市交通戦略に基づいて、個別の事業を実現していくこととなるが、これらに要する予算等については意識していきたいと思っているので、ご協力をお願いしたい。なお、今度のスケジュールは、説明のとおり進めていくこととする。

本日の議題としては、この1項目だけである。連絡事項に移る

3 連絡事項

(1) 人事考課について（総務部）

市長 人事考課について、総務部から説明をお願いする。

<別添資料、人事考課関係資料に沿って説明>

<総務部長>

総務部からの依頼である。昨年、職員満足度調査を実施したが、人事考課制度に対する職員満足度が、一番低いという結果が出ている。その原因については、いろいろ検討しているが、主な理由として、人事考課の目的が、職員に十分周知できていないためであると考えている。

現在、人事考課の評定結果については、人事異動及び昇任昇格に活用しているが、もう一つの大きな目的である人材育成と職員の能力開発という目的が職員の間に十分浸透しておらず、その要因としては、本人に開示する時の「評定内容に対する説明不足」が大きな理由ではないかと考えている。

従って、今年度から、従来の方法を一部変更して、本人開示時における評定内容の十分な説明を徹底したいと考えているので、ご協力をお願いしたい。

お手元にペーパーをお配りしているが、変更事項についてご説明する。

まず、「1」である。平成20年度から実施していただきたいと考えているが、特記事項欄の記入をお願いする。現行の評定は、原則として、SあるいはDの評定の場合に特記事項欄に記入をお願いしているが、今年度から、第1次評定者については、極力、全ての項目について記入をお願いし、記入しない場合は、必ず、開示時において口頭による説明をお願いする。

次に、平成21年度からの取組みについてであるが、「2」と「3」の二点についてお願いする。

まず、一点目、「2」であるが、苦情相談システムを設置する。開示時において十分な説明がなかった場合や説明を受けても評定内容に納得できなかった場合に、相談する窓口を設けるものである。相談の方法であるが、第1段階として、第2次評定者に相談を行い、それでも納得できない場合は、第2段階として、主・技幹以下については人事課長に、課長以上については総務部長に相談する予定にしている。

次に、二点目の「3」であるが、第1次評定者による人材育成記録シートの作成をお願いしたい。配布資料の裏面に記入例があるが、これは、第1次評定者が、被評定者の日常業務における優秀な実績や問題点及びそれに対する対応や指導について記録していただき、評定時における基礎資料等とするものである。

今ご説明した3点、平成20年度は1点、平成21年度からは2点について取組んでいきたいと考えている。なお、人事考課制度については、平成21年度も見直しを検討していきたいと考えて

いるが、今回お願いする3点については、どのように制度の見直しを行っても必ず必要なことであると考えているので、よろしくお願いします。

市長 何か、質問等あるか。

コメントを書くことは大変大事なことであると思うので、きちんと見てあげてもらいたい。

では、次の連絡事項に移る。

(2) 高齢者福祉計画(案)について(福祉部)

市長 高齢者福祉計画(案)について、福祉部から説明をお願いします。

<福祉部長説明>

高齢者福祉計画2009・介護保険事業計画について、概略をご説明する。この計画については、昨日、第4回目の高齢者保健福祉計画推進協議会が開かれ、一応案としてまとまったということで、報告をさせていただく。

まず、第1章の計画策定に関する基本方針についてである。

1番の計画策定の背景としては、平成20年度が第3期計画期間の最終年度にあたることから、第3期計画の検証および見直しを行いながら、平成18年の医療制度改革の内容を踏まえつつ、新たな計画として第4期にあたる新居浜市高齢者福祉計画2009、介護保険事業計画を策定するものである。

次に、2番の第4期計画における課題であるが、平成27年の高齢者介護のあるべき姿を念頭に置きながら、介護給付等対象サービスを提供する体制の確保、いわゆる地域密着型サービス等の整備と地域支援事業の実施に関する取り組み、これは、介護予防の取り組み及び地域包括支援センターを中心とした地域ケア体制等であるが、この取り組みをより一層推進する必要がある。

次に、3番の計画期間および見直しの時期である。本計画は平成21年度から平成23年度を計画期間とする。

次に、4番の計画策定体制である。先程ご説明したとおり、新居浜市高齢者保健福祉計画推進協議会を設置し、協議をしてきた。

次に、5番のアンケート調査の実施である。ここに記載されているとおり、調査対象が、一般の高齢者。要介護・要支援認定者については、居宅サービスの利用者と施設サービスの利用者。そして、40歳以上65歳未満の2号被保険者とサービス提供事業者。これらの方に、それぞれアンケートを実施している。

次に、第3章の高齢者をめぐる将来像についてである。

まず、1番の基本理念である。本計画は、高齢者福祉計画と介護保険事業計画の双方の計画から成り立っています。第3期計画では、団塊の世代が全て高齢者となる平成27年を見据え、明るく活力のある超高齢化社会の構築を目指し、介護給付等の対象サービスを提供する体制の確保及び、地域支援事業の実施に関する取り組みについて計画策定を行っている。本計画は従来の平成27年度の高齢者介護のあるべき姿を念頭においた計画の、中間段階の位置づけという性格を有することから、新居浜市が進めてきた従来の考え方を両計画の基本理念として引き続き推進することである。

キーワードは、四角で囲っているが、高齢者が安心して暮らせるまちづくりである。

次に、3番の重点目標である。5つの重点目標を掲げている。まず、(1)の生活習慣病予防及び介護予防の推進としては、要介護状態にならないための生活習慣病予防及び介護予防を推進するとともに、高齢者がいつまでも健康で生き生きとした生活ができるよう、積極的に取り組むこととしている。(2)の地域支援、地域ケア体制の整備としては、住民相互の支え合い、いわゆる共助を基本として、地域全体で支える体制づくりに取り組む。(3)の高齢者の尊厳の確保としては、認知症に対する正しい知識の普及・啓発に取り組むとともに、高齢者虐待の早期発見・早期予防のネットワークづくりを推進する。(4)高齢者が社会で活躍できる環境づくりとしては、高齢者の生きがいづくりが地域活動などに結びつくよう、社会参加への機会拡大に努めるとともに、ボランティアや自主的な地域福祉活動を推進している老人クラブなどを支援し、自己実現を図ることのできる環境の整備に取り組む。最後に、(5)の介護保険サービス基盤の整備として、サービスの中核を担う介護保険の居宅サービスや施設サービスの基盤整備に計画的に取り組むこととしている。

次に、第5章の介護保険事業の推進について。これは、それぞれの具体的な施策についてである。

まず、2番の介護保険サービスの充実と基盤整備について。議会等において、「施設が不足しているので、増床計画を」と、よく質問されているところである。(1)の居宅サービスの⑩の介護予防特定施設入所者生活介護、特定施設入所者生活介護について。有料老人ホーム、軽費老人ホームに入所している要介護者等について、その施設が提供するサービスの内容、担当者などを定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活での支援、機能訓練、療養上の世話をを行う施設である。この施設については、平成21年度より25床増床、そして、平成22年度より40床の増設を行い、サービスの充実を図っていくということで、表があるが、下の段の介護給付では、平成20年度で216人であるが、21年度には360人、22年度が996人、23年度も同様の996人としている。

次に、(2)の地域密着型サービスについて。これについては、介護保険の対象としてサービスを利用できるのは、原則として新居浜市の住民のみとなる地域密着型のサービスである。本市では、平成18年度以降、地域において必要とされるサービスについて、課題等の分析を行い、地域の実情に応じた適切なサービスの供給体制に取り組んできた。本計画期間も引き続き、必要と思われる地域密着型サービスについて公募を行い、事業所の募集を行っていくこととしている。②の介護予防認知症対応型通所介護、認知症対応型通所介護については、認知症高齢者の増加に伴い今後利用者が増加すると見込みをたてている。③の介護予防小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護については、平成21年度から平成23年度にかけて2施設ずつの増設を図り、合計6施設の新設を目指すこととしている。このことによる介護給付についてであるが、平成20年度で216人、21年度には432人、22年度が648人、23年度は864人と増設していく。次に、④の介護予防認知症対応型共同生活介護、認知症対応型共同生活介護について。これは、認知症の要介護者が、生活支援を受けながら共同生活をする施設であるグループホームにおいて、入浴、排せつ、食事の介護や日常生活での支援及び機能訓練を行う施設である。これについても、平成21年度から平成23年度にかけて各8ユニットの新設を計画し、合計24ユニットの整備を行うことと

している。介護給付については、平成20年度で3,072人であるが、21年度に3,504人、22年度が4,368人、23年度は5,232人と増設していきたいと考えている。次の⑥の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について。定員29人以下の特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、地域密着型施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活での支援、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行うということで、施設入所待機者の解消を図るため、平成22年度で4施設、平成23年度で2施設の新設を計画し、合計6施設の整備を目指していく。介護給付については、平成21年度は0人であるが、22年度に1,044人、そして、23年度には1,740人と考えている。

次に、(3)の施設サービスについて。施設・居住系サービスに関する参酌標準についてということで、第3期介護保険事業計画の策定に際して基本指針において示された参酌標準の考え方は、基本的に第4期介護保険事業計画の策定にあたって変更しないとされている。本計画期間中における施設整備計画については、施設入所待機者の解消に取り組むため、地域密着型サービスとして地域密着型介護老人福祉施設及び認知症対応型共同生活介護の整備を行うが、平成26年度における施設居住系サービス利用者の要介護2～5認定者に対する割合、介護3施設入所者の要介護4・5の割合については、ともに参酌標準を達成できる見込みとなっている。これはどういうことかと言うと、要介護2～5認定者に対する割合は、国の参酌標準では37%以内と定められている。しかも、介護3施設については重度化を図るということで、入所者の要介護4・5の割合が70%以上になるようにという国の参酌標準がある。今、増床計画の説明をしたが、これを整備することによって、37%近くまで施設を増やそうということである。次に、第4期介護保険事業計画における療養病床の転換の取扱いについて。愛媛県地域ケア体制整備構想と連携を図りながら、各施設の転換が円滑に行われるよう、交付金の活用に関する情報発信や情報収集に取り組む。次に、①の介護老人福祉施設、特別養護老人ホームについて。これは、既存の広域の特別養護老人ホームであるが、今ご説明した参酌標準の中で、県全体で37%を超えているので増床ができないため据え置きになっている。②の介護老人保健施設(老人保健施設)も同じく据え置き、③の介護療養型医療施設も据え置きということになっている。

最後に、増床することとしている3施設、地域密着型介護老人福祉施設、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護の年次ごとの増床計画をご説明する。まず、地域密着型介護老人福祉施設について。これは、既存の特別養護老人ホームが母体になって、そこから20分以内の移動距離、いわゆるサテライト型等の29人以下の施設であれば、市の指定権限のある地域密着型サービスなので、整備しようとするものである。21年度に、公募、選定、施設整備ということで、実際のスタートするのは22年度になろうということで、22年度のスタートからは29人の施設が2施設で58床。22年度の後半に、また2施設を増やす。そして、23年度の後半期に2施設、これで、23年度末には6施設、174床の増となる計画である。また、認知症対応型共同生活介護については、21年度は、公募、選定、施設整備の期間を半年間置いて、後半に18人の施設を4施設。22年度も後期で4施設。そして、23年度も後期で4施設と、23年度末で216床の増としている。特定施設入居者生活介護については、21年度は後半で12床、22年度、23年

度は65床ということにしている。これらを、21年度の4月から一機にスタートさせようとなると、先程ご説明した保険料にある程度影響が出てくるため、この辺りを考慮しながら、施設整備など、現実的に対応可能であろうという見通しをたてて、増床計画を作っている。

今後のスケジュールとしては、議会への会派説明、そして、1月下旬から2月にかけてのパブリックコメントを経て、これらの結果を踏まえて、協議会の最終結論を得て、3月には決定をしていきたい。

市長 福祉部長。増床に伴う介護関係の雇用増が見込まれる。人手不足も言われているが、この計画に伴って、必要となる介護職の人数を出してほしい。

福祉部長 わかりました。国でも介護報酬をアップして、いわゆる介護労働者の確保を図ろうとしているが、我々としては、受け皿として、待機者の解消という手立てだけでは取らなければならない。国の制度改正を待っておれないということで、今回の計画では、まずは、今の参酌標準で認められるものについて、最大の努力をしようとするものである。

市長 介護職の人数が足らなければ、ヘルパー養成、研修からしていかなければならない。必要な人数を、よろしく願います。施設整備における経済効果もあるので、二つ算出してほしい。

副市長 議会等で、「千人ぐらいの待機者がいる。」と言われているが、この計画をすることで、どの程度解消されるのか。

福祉部長 アンケート調査で、千人ぐらいの待機者の内訳を調べているが、「今すぐ入りたい。」と「3ヶ月以内に入りたい」が483人であった。この計画では、平成23年度末の数字ではあるが、合わせて455人となっており、それに近い数字は確保できるようになっている。

副市長 「すぐ入りたい。」「1ヶ月とか、何ヶ月後には入りたい。」という方の分は確保できるということか。では、「入りたい。」という千人という数字は、「入りたいが、いつかはわからない。」という方も入っているのか。

福祉部長 そうである。

副市長 この辺は、よく説明しないとイケない。千人が一人歩きして、「まだ解消されないのか。」ということになる。説明が大事である。

もう一つ。国の参酌標準の37%とは、入所希望者に対する割合か。

福祉部長 要介護度2～5の人数の37%ということである。

副市長 それ以上を超えたら、補助はしないという話か。他の市町でかなり高いところがあるが。

福祉部長 補助をする、しないということではなく、計画そのものが認められないということである。特別養護老人ホームは、新居浜市は37%以下であるが、愛媛県下という広域の中での37%ということで、認められない。新居浜市の人が西条市の施設に入ることができるし、逆もできるということで、広域で考えられている。

しかしながら、広域という考え方からはずれ、新居浜市民だけが入れる施設は整備してよい。そこで、地域密着型介護老人福祉施設として、例えば、広域型の特別養護老人ホームのサテライト型ということで、移動距離が20分以内と決められている施設を整備していこうというものである。

市長 介護保険の費用負担から言えば、公費のうち市が4分の1で、国と県で4分の3であり、国や県の力が強く働くということである。

副市長 不満が多いのは、「介護保険料を支払っているのに、入りたくても入れない。」ということである。制度そのものの変更を要望していかなければならないが、このところは、よく説明してほしい。

市長 施設整備にあたっては、地域バランス、法人もそうであるが、偏らないように願います。

福祉部長 はい、配慮していきたいと考えている。ただ、手を挙げてくれる法人がいるのかどうかという問題がある。

収入役 人材確保の関係で、介護職員の離職率の現状はどうなっているのか。

福祉部長 寿退社と言って、結婚する頃になると辞める。それだけ、生活できるレベルの賃金にはなっていないということである。

収入役 人材の養成というか、人材の確保を合わせた計画も必要である。

市長 では、福祉部長、よろしく願います。

他に事務連絡があるか。企画部長。

<企画部長>

2点、お願いや連絡しておきたいことがある。

まず、緊急雇用対策の検討ということでお願いしたいことがある。お手元に、国の緊急雇用対策関係事業の資料をお配りしているが、本市においても緊急雇用対策を検討していく必要が出てくるであろうということで、対象事業の洗い出しをお願いしたいと考えている。国の対策としては、資料のとおり、ふるさと雇用再生特別交付金事業と緊急雇用創出事業ということで、第2次補正予算案を国会に提案しているところである。この2つの事業はいずれも、都道府県が国から交付金を受けて、基金として積立てるという形になっている。そして、その基金について、都道府県が自ら直轄して事業を実施するという部分と、市町村が都道府県から補助を受けて、市町村が企業等に委託したり、あるいは、市町村が直轄で事業を実施するといったようなスキームになっている。事業実施の経費については、市町村にとっては100%補助という考え方である。事業内容、詳細については、今月の15日に国が都道府県に説明することになっており、都道府県から市町村への説明は今月下旬頃になろうかと考えており、今は、お手元にお配りしている範囲でしかわかっていない。こういった中での事業の洗い出しは大変難しいところであるが、この事業に該当するとか、しないとかは抜きにして、「今まで、こういった事業をやりたかったけれども、できていなかった。」とか、そういったもので洗い出しをしていただきたいと考えている。時間がなく大変申し訳ないが、そのような洗い出しをして、来週、1月16日金曜日までに、総合政策課に提出していただきたいと考

えている。河川や道路の清掃や草刈など、あるいは、ごみの不法投棄の処分など、できていないところがあるかと思うので、そういったものについてお願いしたい。提出様式は、まだできていないが、項目としては、事業名、あるいは事業の内容、概ねの事業費、雇用人数や期間、こういったものについて検討していただきたい。そして、新居浜市として、どの時期に、どのような事業を実施するかは、提出していただいた事業に基づいて、検討させていただくということで対応したいと考えているので、よろしくをお願いしたい。

次に、これも、国の第2次補正予算案として提案されているが、定額給付金についてである。大変議論されているものであり、先行き不透明なところがあるが、準備をしておく必要がある。給付の基準日については、本年2月1日ということで決定されている。この基準日で対象者をリストアップして、所帯単位で申請書などを送付していくというようなことになる。ただし、国の予算が通らないとアクションを起こせない。国は、年度内の給付を目指すというような話をしているが、これは、なかなか難しいという発言も出ている。このように、実施時期等については、はっきりしないところがあるが、関連課所に集まっただき協議を行う場を持ちたいと考えている。全庁挙げての対応ということになる可能性が強いと思うので、よろしくをお願いしたい。

市長 雇用情勢についてである。昨日、経済部から報告があったが、新居浜市民で、西条市などの企業に派遣されている人で、離職者が、トータルで62名ぐらいとのことである。なお、その半分ぐらいは、金融不安や経済状況の悪化という問題ではなく、設備などの問題上であるということである。西条市内の企業に勤めていたということではあるが、現実には、新居浜市民で離職した方がいるということである。市内の大手企業は、もともと派遣社員という形態をとってなく、下請けを含め請負という形で入っているのだから、そういった意味では、派遣切りと言われるようなことにはなっていない。ただ、下請けについては影響が出てくるだろうし、来年度の新規採用には、必ず影響が出てくるだろうと思う。こういった状況であるため、悪くなることは間違いなく、有効求人倍率も下がると思う。

今、企画部長から緊急雇用対策ということで説明があったが、市としての雇用対策、経済対策、そして、景気対策を取りまとめる組織を設置したいと思うので、副市長、よろしく願います。

市長 他に連絡事項は、あるか。
ないようなら、これで第10回庁議を終わる。